

# ★ 四日市税務署からのお知らせ ★

## 所得税の確定申告について

**ご自宅で  
申告書が作成**できます！

パソコン・タブレット・スマートフォンから  
「スマート!確定申告」

確定申告会場は、**大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。**

ぜひ、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用ください。



### 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

#### メリット1

#### 税務署に行く手間が かかりません！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して送信することができます。  
また、印刷して郵送等により税務署に提出することもできます。  
確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。  
ご不明な点は電話で問合せできます。

- ※1 タブレット端末・スマートフォンからはe-Taxをご利用になれません。
- ※2 e-Taxでの送信には、事前にマイナンバーカード等の電子証明書とICカードリーダライタが必要です。

#### メリット2

#### 計算誤りの心配が ありません！

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、計算誤りのない申告書等を作成できます。

#### メリット3

#### プリントサービスにも 対応しています！

プリンタをお持ちでない方やタブレット端末・スマートフォンをご使用の方も、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して、申告書等を印刷できます。

申告書の作成に当たり、ご不明な点がありましたら、お電話でお問合せください！

#### ◎申告内容などが分からない時は？

電話相談センター



最寄りの税務署にお電話ください

※ 最寄りの税務署にお電話いただけますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて**該当の番号**を選択してください。なお、最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページ等でご確認ください。

#### ◎作成コーナーの操作が分からない時は？

e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク



e-コクゼイ  
**0570-01-5901**

受付は月曜日～金曜日9:00～17:00（祝日等及び年末年始を除きます。）

- ※ 確定申告期間中の受付は、原則、月曜日～金曜日の9時～20時となります。  
「0570」はナビダイヤルの番号です。最寄りの税務署に電話を掛ける場合と同様の負担をご利用いただけるよう、全国一律市内通話料金で掛けられるナビダイヤルに対応しています。  
ナビダイヤルがご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

## ※マイナンバーに関するお知らせ

所得税等の確定申告手続きなどには、**マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

※e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。

## ※医療費控除は領収書が提出不要となりました

改正の  
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
“**医療費控除の明細書**”の添付が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！！

作成コーナー

検索

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)